

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告します。

令和8年2月19日

奈良公園事務所長 岡 憲司

## 1. 業務概要

(1) 業務名 旧山口氏南都別邸庭園管理業務委託

(2) 業務内容等

① 事業概要

旧山口氏南都別邸庭園（瑜伽山園地）は、大正期に作庭され、志賀直哉や武者小路実篤をはじめとする日本を代表する文化人が交流した場として、近代の奈良公園を代表する庭園の一つとして高く評価されてきた。

奈良県では、奈良公園にふさわしい歴史と文化の香りが漂う「大正期作庭の庭園」を復元し、一般の利用に供することを目的として、同庭園の整備を進め、令和2年5月に開園した。

本業務は、旧山口氏南都別邸庭園において、庭園内の樹木等の植栽管理を行う庭園管理業務及びこれに付随する業務を実施するものである。

② 業務の内容

「旧山口氏南都別邸庭園管理業務委託 仕様書」のとおり

(3) 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 委託料上限額

10,252,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 2. 応募要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

- (5)平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6)銀行の取引停止、又は差し押さえを受けていない者であること。
- (7)役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (8)参加意向申出書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留（以下「指名停止等」という。）の措置を受けていない者であること。
- (9)建設業法（昭和24年法律第100号）第7条の規定による造園工事業の一般建設業許可または第15条の規定による造園工事業の特定建設業許可を受け、奈良県建設工事等競争入札参加資格を有する建設業者であつて、次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

1 登録業種	造園
2 経営事項審査の総合評定値	建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（有効期限内にある直近のもの。）の結果における造園工事についての総合評定値が700点以上であること。
3 事業所の所在地に関する条件	奈良土木事務所管内に本店を有していること。
4 元請実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去5年間（令和3年2月1日～令和8年1月31日に履行完了していること）に、同種同規模の庭園管理業務に係る元請実績を有していること。</li> <li>・同種同規模とは、観賞用庭園（有料・無料は問わない。）で、かつ面積が5,000㎡以上をいう。</li> </ul>
5 配置予定技術者に関する条件	<p>次の条件を満たす技術者をこの業務を行う期間中1名配置できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・募集要領の別表1の資格を有する者</li> <li>・過去15年以内に完了した植栽管理に係る業務の従事経験を有する者</li> <li>・参加の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者</li> </ul>

### 3. 選考方法等

#### (1)選考方法及び選考結果の通知

受託者を決定するために、「旧山口氏南都別邸庭園管理業務に係るプロポーザル技術審査委員会」を設置する。(2)の審査基準に基づき、各応募者の評価点を算出して順位を決定し、予算額の範囲内で採否を決定する。

選考結果は、原則として、3月中に採否結果を通知する。

(2) 審査基準

詳細は、募集要領 12. (2) 企画提案書を特定するための審査基準の示すところによる。

4. 担当部署

〒630-8114 奈良県奈良市芝辻町5-4-3  
奈良県 産業部 観光局  
奈良公園事務所 管理課庶務管理係  
TEL : 0742-22-0375 FAX : 0742-24-1706

5. 手続き等

(1) 参加意向申出書及び企画提案書等の提出

別途配布する募集要領等に示すところによる。

※公告、募集要領、仕様書等については、令和8年2月19日(木)から3月6日(金)午後5時までの間に、奈良県産業部観光局奈良公園事務所ホームページ(<https://www.pref.nara.jp/1713.htm>)から入手するものとする。

(2) 提出方法

上記4に持参又は郵送によることとする。持参の場合は、事前に上記4に連絡のうえ、来所すること。郵送による場合は、簡易書留等の確実な方法により、提出期限必着とする。

(3) 提出期限

参加意向申出書 令和8年3月4日(水)午後5時まで  
企画提案書 令和8年3月6日(金)午後5時まで

6. その他

- (1) 本業務の提案への参加に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案された企画提案書等は返却しない。
- (3) 申請において使用する言語は日本語、通貨は日本円に限る。
- (4) この業務に係る予算を議決されなかった場合は、この業務手続について停止等の措置を行う場合がある。
- (5) 詳細は、募集要領及び仕様書による。
- (6) 問い合わせは、上記4まで。

以上